

「第9期介護保険事業計画」における
令和7年度の実績について

令和8年6月29日

第5回板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会

報告の趣旨

介護保険法の定めにより、市区町村は事業計画において、被保険者の自立支援、要介護状態等の予防・軽減、悪化防止（以下、「自立支援・介護予防・重度化防止」）や、給付の適正化（以下、「給付適正化」）に係る事業を定めることとなっている。

第9期介護保険事業計画の初年度である令和7年度の事業実績について、自己評価を行い、都道府県知事へ報告したため、これを公表する。

評価の方法

第9期介護保険事業計画のうち数値的目標（指標）等を定めた、自立支援・介護予防・重度化防止に向けた重点事業（20取組）および給付適正化の各取組（6取組）について、以下の目安をもとに、自己評価を実施した。

評 価	達成度の目安
◎達成できた	実績が目標値の90%以上である。 （または）目標の達成に向けて工夫をし、大幅に改善することができた等。
○概ね達成できた	実績が目標値の70%～90%未満である。 （または）目標達成に向けて工夫をし、改善することができた等。
△達成はやや不十分	実績が目標値の40%～70%未満である。 （または）課題の分析はできたが、より一層の工夫が必要である等。
×達成できなかった	実績が目標値の40%未満である。 （または）事業の実施が困難であり、課題の分析が不十分である等。

■ 評価の結果

(1) 自立支援・介護予防・重度化防止に向けた重点事業（20取組）

評 価	評価の内容	該当取組	割 合
◎	達 成 で き た	19取組	95.0%
○	概ね達成できた	なし	—
△	達成はやや不十分	1取組	5.0%
×	達成できなかった	な し	—

(2) 給付適正化の取組（全6取組）

評 価	評価の内容	該当取組	割 合
◎	達 成 で き た	3取組	50.0%
○	概ね達成できた	2取組	33.3%
△	達成はやや不十分	な し	—
×	達成できなかった	1取組	16.7%